

## ウェブ一丁目支店定期預金規定

ウェブ一丁目支店定期預金(以下「この預金」といいます。)は、ウェブ一丁目支店定期預金規定(以下「この規定」といいます。)の各条文ならびにウェブ一丁目支店ご利用規定およびウェブ一丁目支店専用インターネット・モバイルバンキングサービス規定によりお取り扱いいたします。

この預金は預金保険の対象となります。なお、マル優によるお取扱は出来ません。

### 1. (預け入れの最低金額)

この預金の預け入れはウェブ一丁目支店(以下「当店」といいます。)のホームページ上に表示された金額(口数)以上で1円(1口)単位とします。

### 2. (通帳等)

(1)この預金は通帳、または証書の発行はいたしません。

(2)この預金の利率・預入期間・満期日の取扱等は、ウェブ一丁目支店専用インターネット・モバイルバンキングサービス(以下「インターネットサービス」といいます。)を利用してパソコン上でご確認いただけます。

### 3. (預入期間)

この預金の預入期間は、1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年のいずれかとなります。ただし、新規預け入れについては、当店ホームページ上に表示されている預入期間での取扱とします。

### 4. (取扱店の範囲等)

(1)この預金の預け入れ・解約は、パソコン等の端末からの操作により、本店のみで取り扱います。

### 5. (口座開設、預け入れ等)

(1)インターネットサービスを利用してこの預金の口座開設・預入・解約、明細照会を行うことができます。(本店所定の種類に限ります。)

(2)口座開設については、インターネットサービスに「お支払指定口座」として登録されている普通預金口座を「振替指定口座」として登録し、「インターネット専用定期口座」(以下、「定期預金口座」といいます。)とする場合のみ受付けます。この場合、「振替指定口座」となる預金口座の「届出印鑑」を定期預金口座の「届出印鑑」とみなして定期預金契約を結ぶものとします。

(3)この預金の口座開設日は、原則として受付日の翌営業日以降とします。

(4)この預金の預入は、「お支払指定口座」より契約者が指定した金額を引き落しのうえ、開設した定期預金口座を指定口座として預入します。

(5)この預金の預入取引または解約取引は、原則として受付日の翌営業日以降とします。自動解約式を選択された場合は、満期日当日にお客さまご指定の口座へ入金致します。

## 6. (利息)

この預金は、預入取引成立時点(以下「預入日」という。)の当店ホームページに表示された金額および預入期間に応じた利率を適用します。この利率を以下「約定利率」といいます。

この預金の利息は、あらかじめ指定された単利または複利のいずれかの方法(以下「単利型」または「複利型」といいます。)により1年を365日として、日割りで次の算式により計算し、円未満は切り捨てます。なお、預入期間1年または2年は単利型、3年以上は複利型のみ取り扱いとします。

### (1) 単利型

単利型の利息は、次の算式により計算します。

「定期預金の元金」×「約定利率」×「預入日から満期日の前日までの日数」÷ 365ただし、預入期間を2年とした定期預金の利息の支払いは次のとおり取り扱います。

①預入日から1年後の応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率となります。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算したものを中間利払額とします。

②中間利払額を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。

③中間利払日以降の定期預金元金は ①で計算した中間利払額の税引き後の額(以下、「元加額」といいます。)を中間利払の対象となった定期預金の元金に加えて表示いたします。ただし、元加額部分にかかる利息は、預入期間を1年として別途計算されます。また、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。自動継続後は、預入期間を2年とした定期預金で継続し、利率は、継続時に西京銀行ホームページ上の預金金利一覧に表示される利率(以下「店頭表示利率」といいます。)が適用されます。

### (2) 複利型

複利型の利息は、元金、預入期間(預入日から満期日の前日までの日数)および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、7 により取り扱います。

## 7. (満期日の取扱)

この預金は、元加式の自動継続または満期日自動解約となります。

(1) 自動継続は、次により取り扱います。

①元加式の自動継続は、満期日に利息を元金に組み入れのうえ、従前と同一の預入期間のこの預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様に自動的に継続します。

②自動継続後の預金の利率は、継続日における当行所定の金額および預入期間に応じた店頭表示利率を適用します。

ただし、継続後の利率について別の定めをしている場合は、その定めによる利率を適用します。

(2) 満期日自動解約は、次により取扱います。

①満期日自動解約は、満期日にお客さまご指定の口座へ元金とお利息をご入金いたします。

②満期日到来後の普通預金利率は店頭表示利率を適用します。

(3) 満期日の取扱いの変更は次の場合のみ取り扱います。

元加式の自動継続でお預け入れいただいている定期預金に限り、満期日自動解約への変更が可能です。ただし、変更後は元加式の自動継続に戻すことはできません。

#### 8. (満期前解約と利息清算)

(1)この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、次により計算し(円未満は切り捨てます。)元金とともにお客さまご指定の口座に入金する方法により支払います。

複利計算の場合、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6 か月未満 解約日における普通預金利率
- ② 6 か月以上1 年未満 約定利率×20%
- ③ 1 年以上2 年未満 約定利率×30%
- ④ 2 年以上3 年未満 約定利率×40%
- ⑤ 3 年以上4 年未満 約定利率×50%
- ⑥ 4 年以上5 年未満 約定利率×60%
- ⑦ 5 年以上 約定利率×70%

ただし、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日までの預入期間に応じて預入日における店頭表示利率[1 年未満のものについては自由金利型定期預金(M 型)(スーパー定期)の店頭表示利率]に90%を乗じた利率を上回らないものとします。また、上記によって求めた利率が解約日の普通預金利率を下回る場合には解約日の普通預金利率を解約利率とします。

#### 9. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

#### 10. (当行による解約等)

(1)次の①から④の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に事前に通知することなくこの預金取引を停止し、または解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が前条に定める(譲渡・質入れの禁止)に違反した場合
- ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④預金者が次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合。  
あるいは、この預金の開設申込時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し

た場合。

(I) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(II) 本人が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他人の信用を毀損し、または他人の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

(2) (1)により解約された場合、当行所定の方法で当店に申出てください。この場合、申出があるまで預り金として処理します。なお、預り金には利息は付さないものとします。また、出金に際しては、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
- (4)第1項により相殺する借入金は円貨・外貨建を問いません。また外貨建借入金と相殺する際の外国為替相場については当行に相殺の意思表示が到達した時点での電信買相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
12. (規定の変更)
- この規定の内容は当行が変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容により取り扱います。この場合、変更内容をあらかじめ当行ホームページに表示することとします。
13. (規定の準用)
- この規定に定めのない事項については、ウェバー丁目支店ご利用規定ならびにウェバー丁目支店普通預金規定、ウェバー丁目支店専用インターネット・モバイルバンキングサービス規定の他、当行所定の方法により取扱います。

以上  
(H26.10)